

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 114 号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成 18 年岩手県規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後																																																		
<p>(代決)</p> <p>第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">副局長</td> <td>主管の部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>工業技術集積支援センター所長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業技術集積支援センター所長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				機 関	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	広域振興局	[略]			副局長	主管の部長	[略]	工業技術集積支援センター所長	[略]	[略]			工業技術集積支援センター所長	[略]		<p>(代決)</p> <p>第 8 条 決裁権者が不在のときは、第 1 号又は第 2 号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第 1 順位者が代決し、決裁権者及び第 1 順位者が不在のときは、当該区分に従い第 2 順位者が代決する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 出先機関における代決</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機 関</th> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第 1 順位者</th> <th>第 2 順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">広域振興局</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">副局長</td> <td>主管の部長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>工業技術集積支援センター所長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>主管の課長（部長を置かない場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工業技術集積支援センター所長</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>部長があらかじめ指定する吏員</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>				機 関	決裁権者	代決権者		第 1 順位者	第 2 順位者	広域振興局	[略]			副局長	主管の部長	[略]	工業技術集積支援センター所長	[略]	主管の課長（部長を置かない場合に限る。）		[略]			工業技術集積支援センター所長	[略]		課長	部長があらかじめ指定する吏員	
機 関	決裁権者	代決権者																																																				
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																			
広域振興局	[略]																																																					
	副局長	主管の部長	[略]																																																			
		工業技術集積支援センター所長	[略]																																																			
	[略]																																																					
工業技術集積支援センター所長	[略]																																																					
機 関	決裁権者	代決権者																																																				
		第 1 順位者	第 2 順位者																																																			
広域振興局	[略]																																																					
	副局長	主管の部長	[略]																																																			
		工業技術集積支援センター所長	[略]																																																			
		主管の課長（部長を置かない場合に限る。）																																																				
	[略]																																																					
	工業技術集積支援センター所長	[略]																																																				
課長	部長があらかじめ指定する吏員																																																					
<p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第 12 条 本庁の部長、総合政策室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 叙勲（春秋叙勲に限る。）に関する事。</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>				<p>(部長等共通専決事項)</p> <p>第 12 条 本庁の部長、総合政策室長及び局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 叙勲（春秋叙勲に限る。）<u>及び褒章（紺綬褒章を除く。）</u>に関する事。</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(保健福祉部の部長、総括課長及び担当課長の専決事項)</p> <p>第 23 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保健衛生課の分掌事務について、部長、総括課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p>																																																		

総括課長専決事項

(1)～(14) [略]

(15) [略]

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(18) [略]

(19) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による特定公共的施設(道路及び公園等を除く。以下この項において同じ。)に係る勧告及び公表に関すること。

(20)・(21) [略]

[略]

建築指導担当課長専決事項

(1) [略]

(2) 建築士事務所の登録に関すること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による特定公共的施設に係る国等からの報告の徴収に関すること。

(7) [略]

[略]

(副局長等専決事項)

第31条 [略]

2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の旅行命令

総括課長専決事項

(1)～(14) [略]

(15) 動物愛護管理推進計画に関すること。

(16) [略]

(17) [略]

(18) [略]

(19) [略]

(20) [略]

(県土整備部の室長、総括課長、担当課長及び特命課長の専決事項)

第26条 [略]

2～8 [略]

9 建築住宅課の分掌事務について、総括課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)～(18) [略]

(19) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による特定公共的施設(道路及び公園等を除く。)に係る勧告及び公表に関すること。

(20)・(21) [略]

[略]

建築指導担当課長専決事項

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) ひとにやさしいまちづくり条例の規定による公共的施設(道路及び公園等を除く。)に係る国等からの報告の徴収に関すること。

(6) [略]

[略]

(副局長等専決事項)

第31条 [略]

2 前項に定めるもののほか、副局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) [略]

(2) 広域振興局の部長、特命参事、室長、局付及び地域支援課長の超過勤務命令、休日勤務命令、宿直勤務命令及び日直勤務命令に関すること。

(3) 広域振興局の部長、特命参事、室長、局付及び地域支援

<p>及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(4) 広域振興局の部長、特命参事、室長及び局付の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(農林部長等専決事項)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>花巻総合支局農林部の農村整備室豊沢ダム管理所長及び宮古地方振興局農政部農林水産調整監の専決できる事項</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の休暇その他の服務（<u>花巻総合支局農林部農村整備室豊沢ダム管理所長</u>にあつては、<u>軽易なものに限る。</u>）に関すること。</p> <p>(税務部長等専決事項)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>(課長等専決事項)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(部長等指定職員専決事項)</p> <p>第43条 [略]</p>	<p><u>課長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(4) 広域振興局の部長、特命参事、室長、<u>局付及び地域支援課長</u>の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(農林部長等専決事項)</p> <p>第36条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 宮古地方振興局農政部農林水産調整監の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 職員の休暇その他の服務に関すること。</p> <p>(税務部長等専決事項)</p> <p>第39条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、広域振興局等の長に委任された事務のうち<u>盛岡地方振興局税務部の納税室長及び課税室長</u>にあつては、<u>地方振興局長</u>があらかじめ指定した事項を専決することができる。</p> <p>(課長等専決事項)</p> <p>第42条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、広域振興局の地域支援課長にあつては、<u>副局長の専決できる事項のうち事務を担当する副局長</u>があらかじめ指定したものを専決することができる。</p> <p>(部長等指定職員専決事項)</p> <p>第43条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、広域振興局の地域支援課にあつては、<u>事務を担当する副局長の指定する職員</u>が同項に掲げる事項を専決することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

別表第3の41の項及び42の項を次のように改める。

41 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の施行に関する事務	第11条(第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。)	登録及び通知	○	○		○				○			○		
	第12条(第13条第2項及び第14条第3項において準用する場合を含む。)	登録の拒否及び通知	○	○		○				○			○		
	第14条、第16条第1項及び第28条第3項	届出の受理	○	○		○				○			○		
	第15条	登録簿の閲覧	○	○		○				○			○		
	第17条	登録の抹消	○	○		○				○			○		
	第19条	登録の取消し等及び通知	○	○		○				○			○		
	第23条第1項及び第2項並びに第25条第1項	勧告	○	○		○				○			○		
	第23条第3項、第25条第2項及び第32条	措置命令	○	○		○				○			○		
	第24条第1項及び第33条第1項	報告の徴収及び立入検査	○	○		○				○			○		
	第25条第3項及び第35条第3項	市町村への協力要請	○	○		○				○			○		
	第26条第1項及び第27条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)並びに第28条第1項	特定動物の飼養又は保管の許可及び変更の許可	○	○		○				○			○		
	第29条	許可の取消し	○	○		○				○			○		
	第35条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)	犬又はねこの引取場所の指定	○	○		○				○			○		
42 動物の愛護及び管理に関する条例(平成17年岩手県条例第35号)の施行に関する事務	第11条	勧告	○	○		○				○			○		
	第12条第2項	緊急時の措置	○	○		○				○			○		
	第13条	届出の受理	○	○		○				○			○		
	第18条	犬及びねこの引取りの際の措置	○	○		○				○			○		
	第20条	負傷動物等への措置	○	○		○				○			○		
	第21条第1項	動物の譲渡	○	○		○				○			○		
	第22条第1項	報告の徴収及び立入調査(犬による危害の防止に係るものを除く。)	○	○		○				○			○		

17 農業協同組合法施行細則(昭和39年岩手県規則第13号)の施行に関する事務	第17条の2、第18条、第29条及び第31条	報告の受理	○	○			○					○		
	第19条第1項及び第21条	報告の受理	○				○							
	第19条第1項及び第21条	報告の受理(農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○			○					○		
	第19条第3項及び第22条	届出の受理	○				○							
	第19条第3項及び第22条	届出の受理(農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)		○								○		
	第24条	報告等の受理(農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う組合に係るものを除く。)	○	○			○					○		
	第25条	試算表等の受理	○	○			○					○		
	第26条	報告の受理	○				○							
	第26条第1項(第3号に係るものに限る。)及び第2項	報告の受理		○								○		
	第27条第1項、第28条第1項及び第30条	届出の受理	○	○			○					○		
第32条	事業報告書等の受理	○	○			○					○			
18 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令第1号)の施行に関する事務	第7条第2項及び第58条第1項(第13号から第15号までを除く。)	届出の受理	○	○			○					○		

別表第4の43の項を次のように改める。

43 プレジャーボート等に係る水域の適正な利用及び事故の防止に関する条例(平成16年岩手県条例第67号)の施行に関する事務(農業用施設に係るものに限る。)	第16条第1項	危険操縦等に対する勧告	○	○			○			○	○	○	○	
	第16条第2項	航行停止命令及び寄港命令	○	○			○			○	○	○	○	
	第18条第1項	損害賠償等に備えた措置の実施状況の確認	○	○			○			○	○	○	○	
	第18条第2項	損害賠償等に備えた措置の是正等の勧告	○	○			○			○	○	○	○	
	第21条	移動等の勧告	○	○			○			○	○	○	○	
第24条	報告及び立入調査	○	○			○			○	○	○	○		

別表第4の52の項を次のように改める。

52 県営建設工事の執行に関する事務		工事の中止及び中止の解除	○	○		○	○		○	○	○	○	○	
--------------------	--	--------------	---	---	--	---	---	--	---	---	---	---	---	--

別表第5の2の項及び3の項を次のように改める。

2 森林組合法(昭和53年法律第36号)の施行に関する事務	第10条第1項及び第3項	信託規程の設定、変更及び廃止の承認	○	○			○						○		
	第12条において権限が属することとされる信託法第22条第1項ただし書及び第46条	信託財産を固有財産とするための許可及び信託組合の受託者の辞任の許可	○	○			○						○		
	第12条において権限が属することとされる信託法第23条、第47条及び第58条	管理方法の変更、受託者の解任及び信託解除の命令	○				○								
	第19条第1項及び第3項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	共済規程の設定、変更及び廃止の承認	○	○			○						○		
	第24条第1項及び第3項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	林地処分事業実施規程の設定、変更及び廃止の承認	○	○			○						○		
	第25条第1項及び第3項(第109条第1項において準用する場合を含む。)	林道開設等の受益者分担金の認可	○	○			○						○		
	第53条第1項及び第3項(第109条第3項において準用する場合を含む。)	一時役員等の職務を行うべき者の選任又は総会の招集	○				○								
	第61条第2項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の認可	○	○			○						○		
	第61条第4項(第100条第2項及び第109条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の届出の受理	○	○			○						○		
	第79条(第109条第4項において準用する場合を含む。)	設立の認可	○				○								
	第83条第2項及び第108条の2第2項	解散の認可	○				○								
	第84条第2項(第100条第4項及び第109条第5項において準用する場合を含む。)	合併の認可	○				○								
	第89条第2項	清算人の選任	○				○								
	第100条第3項において準用する第79条	設立の認可	○	○			○						○		
	第100条第4項において準用する第83条第2項	解散の認可	○	○			○						○		
	第102条第1項	監査規程の設定、変更及び廃止の承認	○	○			○						○		
第108条の3第3項において準用する第84条第2項	包括承継の認可	○				○									

第11条の4第4項 (第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	信用事業規程の変更の届出の受理	○	○					○					
第11条の5(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	貸付けの最高限度の認可	○	○					○					
第11条の8第1項 (第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	信用供与限度額の超過の承認	○	○					○					
第11条の9(第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。)	特定関係者との間の取引の承認	○					○						
第15条の2(第96条第1項において準用する場合を含む。)	共済規程の設定、変更及び廃止の認可	○	○					○					
第17条第4項	漁業経営の条件を欠くに至った旨の届出の受理	○						○					
第17条の2第3項 (第96条第1項において準用する場合を含む。)	従属業務等を専ら営む会社を子会社化する場合等の届出の受理	○						○					
第17条の3第2項 (第87条の4第2項(第100条第1項において準用する場合を含む。))及び第96条第1項において準用する場合を含む。)	議決権の保有の特例の承認	○						○					
第34条の5第1項 (第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	役員等の兼職又は兼業の制限の特例の認可	○	○					○					
第43条第1項及び第3項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	一時理事等の職務を行うべき者の選任又は総会の招集	○						○					
第48条第2項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の認可	○	○					○					
第48条第4項(第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)	定款変更の届出の受理	○	○					○					

第87条の3第4項 (第100条第1項において準用する場合を含む。)	認可対象会社の子会社化の認可	○					○												
第87条の3第5項 (第100条第1項において準用する場合を含む。)	認可対象会社の子会社化の継続の認可	○					○												
第87条の3第9項 (第100条第1項において準用する場合を含む。)	子会社化等の届出の受理	○					○												
第91条の3第2項において準用する第69条第2項(第100条第5項において準用する場合を含む。)	包括承継の認可	○				○													
第122条第1項及び第2項	報告の徴収等	○					○												
第122条第1項及び第2項	報告の徴収等(内水面組合、業種別組合及び水産加工業協同組合に係るものに限る。)		○															○	
第123条第1項から第5項まで	業務又は会計状況の検査	○					○												
第123条第4項	業務又は会計状況の検査(内水面組合、業種別組合及び水産加工業協同組合に係るものに限る。)		○																○
第123条の2第1項、第2項及び第3項	監督上の命令	○					○												
第124条第1項、第2項及び第3項	法令等の違反に対する措置	○					○												
第124条の2	解散命令	○					○												
第124条の3第1項	解散命令の通知に代わる官報掲載	○					○												
第125条第1項	決議、選挙又は当選の取消し	○					○												
第126条	専用契約の取消し	○					○												

別表第7の50の項を次のように改める。

50 建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)の施行に関する事務	第18条	届出の受理及び築造道路基準適合証の交付	○	○			○			○		○	○	○					
	第20条	届出の受理	○	○			○			○		○	○	○					

改正前	改正後																																																						
<p>別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「地方振興局」欄の「室長等」とは、8の項から10の項まで、12の項から14の項まで、17の項、22の項、24の項から27の項までにあつては盛岡地方振興局土木部の管理用地室長を、35の項、45の項から48の項まで、51の項、54の項及び55の項にあつては盛岡地方振興局土木部の建築住宅室長を、64の項にあつては盛岡地方振興局土木部の道路河川室長及び建築住宅室長をいう。</p>	<p>別表第7 広域振興局等の長委任事項並びに当該事項に係る副局長等及び土木部長等専決事項（第5条、第31条、第38条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">[略]</div> <p>備考1 [略]</p> <p>2 「地方振興局」欄の「室長等」とは、8の項から10の項まで、12の項から14の項まで、17の項、22の項、24の項から27の項までにあつては盛岡地方振興局土木部の管理用地室長を、35の項、45の項から48の項まで、<u>50の項</u>、51の項、54の項及び55の項にあつては盛岡地方振興局土木部の建築住宅室長を、64の項にあつては盛岡地方振興局土木部の道路河川室長及び建築住宅室長をいう。</p>																																																						
<p>別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">条 項</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健所長</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務</td> <td style="text-align: center;">第43条第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第43条第6項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第43条第7項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第44条第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第51条第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務の種類	条 項	内 容	保健所長	[略]			48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第43条第1項	[略]	第43条第6項	[略]	第43条第7項	[略]	第44条第1項	[略]	第51条第1項	[略]	[略]			[略]				<p>別表第11 広域振興局等以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">事務の種類</th> <th style="text-align: center;">条 項</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">保健所長</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務</td> <td style="text-align: center;">第14条第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第14条第6項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第14条第7項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第15条第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第16条</td> <td style="text-align: center;">措置命令</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第22条第1項</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務の種類	条 項	内 容	保健所長	[略]			48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第14条第1項	[略]	第14条第6項	[略]	第14条第7項	[略]	第15条第1項	[略]	第16条	措置命令	第22条第1項	[略]	[略]			[略]			
区分	事務の種類	条 項	内 容																																																				
保健所長	[略]																																																						
	48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第43条第1項	[略]																																																				
		第43条第6項	[略]																																																				
		第43条第7項	[略]																																																				
		第44条第1項	[略]																																																				
		第51条第1項	[略]																																																				
[略]																																																							
[略]																																																							
区分	事務の種類	条 項	内 容																																																				
保健所長	[略]																																																						
	48 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事務	第14条第1項	[略]																																																				
		第14条第6項	[略]																																																				
		第14条第7項	[略]																																																				
		第15条第1項	[略]																																																				
		第16条	措置命令																																																				
		第22条第1項	[略]																																																				
[略]																																																							
[略]																																																							
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																							

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。